第三十条の十九を次のように改める。

（自衛隊サイバー防衛隊司令）

第三十条の十九　自衛隊サイバー防衛隊の長は、自衛隊サイバー防衛隊司令とする。

２　自衛隊サイバー防衛隊司令は、陸将補、海将補又は空将補をもつて充てる。

第四十四条第三項の表中

自衛隊大湊病院	むつ市
自衛隊三沢病院	三沢市
自衛隊仙台病院	仙台市

を

自衛隊仙台病院	仙台市
自衛隊入間病院	入間市

に、

自衛隊岐阜病院	各務原市
自衛隊富士病院	静岡県駿東郡小山町
自衛隊舞鶴病院	舞鶴市

を

自衛隊富士病院	静岡県駿東郡小山町

に、

自衛隊佐世保病院	佐世保市
自衛隊熊本病院	熊本市
自衛隊別府病院	別府市

を

自衛隊熊本病院	熊本市

に改める。

第四十七条第一項中「自衛隊中央病院」の下に「、自衛隊入間病院及び自衛隊横須賀病院」を加え、同条第二項中「の副院長」を「、自衛隊入間病院及び自衛隊横須賀病院の副院長」に、「、自衛隊中央病院」を「、当該病院」に改め、同条第三項中「の副院長は、自衛隊地区病院」を「（自衛隊入間病院及び自衛隊横須賀病院を除く。）の副院長は、当該病院」に改め、同条第四項中「自衛隊中央病院」の下に「、自衛隊入間病院及び自衛隊横須賀病院」を加える。

別表第七南別府駐屯地の項を削り、同表那覇駐屯地の項の次に次のように加える。

南那覇駐屯地	那覇市

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「病院」の下に「又は診療所（診療所にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。）」を加え、「の各号」を削る。

附則第七項中「病院」の下に「若しくは診療所（診療所にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。）」を加える。

別表第三自衛隊指揮通信システム隊本部の項を次のように改める。

自衛隊サイバー防衛隊本部	自衛隊サイバー防衛隊司令	一種

別表第三自衛隊地区病院の項中「又は二種」を「、二種又は四種」に改める。

別表第五夜間看護等手当の項中「病院に」を「病院若しくは診療所（診療所にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。）に」に、「又は全部」を「若しくは全部」に改める。

附　則

この政令は、令和四年三月十七日から施行する。

防衛大臣　岸　信夫

内閣総理大臣　岸田　文雄

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令を公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十八号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第六十二号を第六十三号とし、第四十五号から第六十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四十四号の次に次の一号を加える。

四十五	千円の貨幣のうち沖縄復帰五十周年を記念するため発行するもの	
	素材	銀
	品位	純銀
	量目	三十一・一グラム